





平成24年(ラ)第12号  
 仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件  
 抗告人 A外9名  
 相手方 郡山市


### 証 拠 説 明 書


平成24年4月17日

仙台高等裁判所第二民事部 御中

相手方代理人 弁護士 滝田三良 

同復代理人 弁護士 門脇真 

同復代理人 弁護士 石森雄一郎 

同復代理人 弁護士 久保田美和 

乙号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
26	福島県郡山市ウ ェブサイトより	写し	H23.11.4 ころ	相手方郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方が、学校給食について、放射線測定を行っていること</li> <li>・給食米については、農協で安全確認後、放射線測定を行っていること</li> </ul>
27の1	福島県内の学校 の校舎・校庭等 の線量低減につ いて(通知書)	写し	H23.8.26	文科省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・27の2が、放射線防護や学校保健、リスクコミュニケーション等の専門家によるヒアリング内容であること</li> </ul>
27の2	上記通知の「別 添1」資料 専門家ヒアリン グ	写し	H23.8.26	文科省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100ミリシーベルト未満の低放射線量について、実証的裏付けがないこと(10頁～11)</li> <li>・ICRPが、放射線防護の見地から、仮説として100ミリシーベルト以下も影響があるという説を採用していること(同上)</li> <li>・チェルノブイリ事故における、放射線に起</li> </ul>

					<p>因する健康影響についての IAEA, UNSCER, WHO などの国際機関の検討結果 (12 頁)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他, 放射線の人体への危険性</li> </ul>
28	被ばくと発がんの真実 (抜粋)	写し	H24.1.20	中川恵一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100 ミリシーベルト未満の被ばくについて, 実証的な裏付けがないこと</li> <li>・その他, 放射線の人体への危険性</li> </ul>
29	郡山市立小中学校放射線量測定結果 (逢瀬地区)	写し	H24.4.4~ H24.4.13	相手方郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抗告人らが通う小中学校の (○で囲んである), 校庭及び教室内における空間線量</li> <li>・小学校について, <u>地上 50 センチ</u>の地点の空間線量が, 0.193 を下回る学校があること (○で囲んである)</li> </ul>
30	郡山市立小中学校放射線量測定結果 (富田地区)	写し	H24.4.4~ H24.4.13	相手方郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
31	郡山市ふるさと再生除染計画 (初版)	写し	H23.12	相手方郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方が, 専門家の指導のもと, 公共施設の除染を実施し, 効果をあげていること (15 頁)</li> </ul>
32	郡山市立小中学校放射線量測定結果 (本庁管内)	写し	H24.4.4~ H24.4.13	相手方郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校について, <u>地上 50 センチ</u>の地点, 中学校について, 地上 1 メートルの地点の空間線量が, 0.193 を下回る学校があること (○で囲んである)</li> </ul>
33	郡山市立小中学校放射線量測定結果 (湖南地区等)	写し	H24.4.4~ H24.4.13	相手方郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>